

次代を担う若者支援制度

上北山村では人口減少が進行し、少子高齢化が進んでいます。人口の減少により村の活力が低下し、若者の減少は村の存立にまで関わってきます。村では、移住定住を促進し、村民がより暮らしやすい生活を送れるように、様々な制度を用意しています。

結婚定住奨励金

夫・妻の双方もしくは一方が婚姻届けの受理日において、本村に1年以上居住（住民登録）し、かつ、生活の根拠を有した夫婦に20万円支給。

■住民課 2-0001

※支給までの流れ
については、
次ページ参照。



誕生祝金

本村に1年以上（第1子は3ヶ月以上）住所と生活の根拠を有する父母より生まれ、生後1か月を経た新生児1人につき10万円～支給。（第1子10万円、第2子30万円、第3子以上50万円）

■住民課 2-0001

※支給までの流れ
については、
次ページ参照。



子ども子育て支援金

子どもの主たる扶養者が1年以上本村に居住（住民登録）し、かつ、本村に生活の根拠を有する1歳～満18歳までの子どもに毎年10万円支給。小学校入学時と中学校卒業時に各祝金10万円支給。

■住民課 2-0001

※支給までの流れについては、
次ページ参照。

保育料・給食費の免除

児童の主たる扶養者が本村の住民基本台帳に記録され、かつ、本村に居住している場合に限り、当分の間、通常保育料を免除。また、給食費（保・小・中）実質無料。

■住民課 2-0001（保育園）

■教育委員会 2-0066（小・中学校）

がん検診無料

大腸・胃（バリウム）・肺・乳（隔年）・子宮頸がん、全て無料で受けることができます。但し、年齢要件や期間制限があります。

■保健福祉課 3-0380

子ども医療費助成

0歳～中学3年生まで医療費500円を越えるものは全額助成。（入院については14日未満に限る。14日以上の自己負担は、1,000円。）

■保健福祉課 3-0380

一般不妊治療・不育治療費助成

医療機関で受けた一般不妊治療および不育治療に対し、一年度中、一組当たり上限10万円を助成します。（但し5年間に限り）■保健福祉課 3-0380

生後一か月健診費用助成

医療機関で受けた生後一か月健診に係る費用を全額助成します。

■保健福祉課 3-0380

支給までの流れ

(1) 申請書の提出

「上北山村結婚定住奨励金申請書」または「上北山村誕生祝金申請書」または「子ども子育て支援金申請書」に必要事項を記入、押印の上、次の書類を添付し、役場住民課に提出してください。

【添付書類】

- 結婚定住奨励金
 - …全部事項証明書（戸籍謄本）1通
- 誕生祝金
 - …新生児の個人事項証明書（戸籍抄本）1通

(2) 支給決定・振り込み

申請の審査結果を「上北山村奨励金等支給決定通知書」により通知し、申請書に記載された金融機関口座に、結婚定住奨励金、誕生祝金または子ども子育て支援金を振り込みます。

※村税、国民健康保険税その他村に納めるべき使用料等を滞納している場合は、支給できません。

奨励金等の返還

受給した者が次のいずれかに該当したときは、奨励金等の全部または一部を返還していただきます。

- 偽りその他不正な申請であったとき
- 条例または規則に違反したとき

その他、上北山村の暮らしやすい制度について

本村では、これらの他にも教育等の分野において、暮らしやすい制度を設けております。詳しくは、上北山村公式ホームページ内「移住定住情報はこちらから」よりご覧ください。

<http://vill.kamikitayama.nara.jp/ijyu/>